

■安曇野市景観計画(改定素案)・安曇野市景観条例(改正素案)関係

		意見	市の見解
1	対象	景観づくり重点地区の導入	
	意見 1	これまで自主的に地域で活動してきた住民協定の地区が「景観づくり重点地区」として位置付けられることは、ルールの担保力を高め、活動の持続性にも寄与する変更だと感じました。この改正・改定を契機に、景観について再考し、住民でできる活動を継承・継続していくかと思います。	<p>景観づくり重点地区は、地域の景観的特性を踏まえ、必要に応じて地区独自の方針や基準を定め、重点的に景観形成を進めるための制度として位置付けるものです。地域主体の景観づくりを尊重しつつ、市としても制度面から支援し、安曇野らしい景観の維持・継承につなげてまいります。</p> <p>【意見 1】 本制度の導入により、地域の取組が継続・発展するよう、関係機関と連携しながら適切な運用に努めてまいります。</p>
2	対象	景観重要眺望点指定制度の導入	
	意見 1	眺望軸が位置付けられることにより、安曇野の景観を楽しむと同時に、サイクリング等される方たちが景観の維持を意識する機会となることを期待します。情報発信などの連携は行われるのでしょうか。	<p>景観重要眺望点指定制度は、北アルプスへの眺望など、安曇野らしい景観を象徴する眺望景観について、保全の必要性が高い視点場を「景観重要眺望点」として指定し、良好な景観形成を進めるための制度として位置付けられるものです。制度の整備にあわせ、まずは県指定の眺望点8か所を景観重要眺望点に指定する予定です。</p> <p>一方で、眺望軸も良好な景観形成を進めるうえで欠かせない要素であり、本素案では河川や堰などの水辺空間、主な幹線道路、鉄道沿線、安曇野市サイクリングコースなど、人の移動に伴って連続的な景観が形成される空間を「眺望軸」として、安曇野市景観計画(以下「景観計画」という。)で明確に位置付けています。</p> <p>これにより、本素案で定める事前協議制度において、大規模な建築物等の行為では、眺望点および眺望軸からの景観配慮を求めていく予定です。</p>
	意見 2	景観づくり重点地区の導入と景観重要眺望点指定制度の導入により、守りたい「安曇野らしい景観」とは何か(どこか)について、市民が共有しやすくなると思います。美しい景観を維持しつつ、開発行為も含めた適切な土地利用がなされることが、市民にとって大切なことだと考えます。景観重要眺望点については、県指定の8か所以外にも、必要に応じて追加する方針とのことですですが、今回の改正により、より多くの市民が「安曇野らしい景観」について具体的に考えるきっかけになることを期待します。	<p>【意見 1】 現在も県指定の眺望点8か所については市ホームページにて、情報を公開しているところですが、市独自の景観重要眺望点に指定することにより、より一層の情報発信について取り組んでまいります。また、必要に応じて市観光部局や関係団体等とも連携しながら、制度の適切な運用を進めてまいります。</p> <p>【意見 2】 景観重要眺望点は、安曇野らしい景観を市民の皆様と共有し、将来にわたり守り育てていくための仕組みとして導入するものです。 今後も、景観の状況や地域の意見等を踏まえながら、適切な運用に努めてまいります。</p>

■安曇野市景観条例(改正素案)関係

		意見	市の見解
対象	事前協議制度の導入		
1	意見 1	事前協議が制度として明文化されたことで、景観への影響がある建物について協議の場を設けられるようになることを歓迎します。大きさや高さの基準となる数字については、住民や事業者を交えて議論を進めていけると良いのではないかと思います。安曇野のこれからをどのように描き、作っていくのか、景観だけではなく広い視点での検討が必要ではないでしょうか。	<p>事前協議制度は、大規模な建築物等により景観への影響が生じるおそれがある場合に、計画段階から市と事業者が協議を行い、周辺景観との調和や景観配慮の確保を図るため導入するものです。事業の初期段階から協議の機会を設けることで、建築物等の高さや配置、形態意匠、緑化などについて、より適切な景観形成につながるよう調整を行います。</p> <p>本制度の対象となる建築物等の規模については、一定規模以上の行為を対象とすることで、景観への影響が大きい事業について重点的に協議を行う観点から、次のとおり設定しています。</p> <p><b>【意見 1】</b> 事前協議制度を通じて、景観への影響が大きい計画について早期に確認・調整を行い、良好な景観形成につながるよう努めてまいります。</p> <p>なお、本制度の対象となる建築物等の規模の基準については、安曇野市の適正な土地利用に関する条例(以下「土地利用条例」という。)に基づく手続きとの整合を図り、同条例において説明会の開催が求められる規模、その関係法令等を踏まえて設定したものです。現時点では、この基準に基づき制度の運用を行い、運用状況等を踏まえながら、必要に応じて検討を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 20 メートルを超えるもの</li> <li>・建築面積が 1,000 平方メートルを超えるもの</li> <li>・敷地面積が 5,000 平方メートルを超えるもの</li> </ul> <p>※建築物の建築及び工作物の建設の用に供する開発で宅地分譲を除く。</p>
		市と事前協議を行った事業者が住民に対して事業の説明会を開催する場合には、市側も説明会に立ち会ってほしい(特に大規模事象に対して)。	<p><b>【意見 2】</b> 事前協議制度において、住民説明会の開催を制度上求めていません。</p> <p>なお、事前協議制度の対象となる規模の行為については、土地利用条例で説明会の開催が求められる規模以上として設定しており、協議を踏まえたうえで、土地利用条例に基づく説明会等で住民への説明を行っていただく流れとなります。土地利用条例に基づく説明会は、開発事業者が主体となり開催するものであり、市は中立的な立場で開発事業の審査等を行う役割を担っているため、個別の開発事業に係る説明会へ市が参加することはありません。</p>
		・改正案の対象規模について 「建築面積」について → 「床面積」となるのか、それとも「延床面積」となるのか。	<p><b>【意見 3】</b> 事前協議制度の対象規模は長野県景観条例に合わせて、建築基準法における「建築面積」とする予定です。</p> <p>安曇野市景観条例(以下「景観条例」という。)における「景観計画区域内における行為の届出書」においては、「床面積」に変更予定です。</p> <p>なお、ここでいう「床面積」は、建築基準法における「延べ面積(延床面積)」と同義として取り扱います。</p>

## ■安曇野市景観計画(改定素案)関係

	意見	市の見解
対象	高層物件に対する対応力の強化	
意見 1	<p>高層物件に対する対応力の強化</p> <p>安曇野の主要道路などからの山並みへの配慮等の観点から、さらなる景観に配慮した高さ規制を望みます。下記の条例を参考にしていただければ幸いです。</p> <p>景観重点地域や道路付近での規制を強化しており、高さ 18m、13mなどの規制や道路斜線など、アルプスの景観を維持するために、再考をお願いできれば幸いです。</p> <p>特に、国道 19 号、オリンピック道路、安曇野インター付近、広域農道付近、豊科駅、穂高駅付近等、将来を見据えて、条例の規制を点検し、見直すべき地域も始めているように感じます。</p> <p>参考:白馬村景観計画(概要版)</p>	<p>本市では、北アルプスへの眺望をはじめとする安曇野らしい景観を将来にわたり維持するため、高層物件等による景観への影響に対する対応力を強化します。具体的には、全市共通の基準として「建築物などの高さは、最高でも 30m を超えない」旨を景観計画に数値基準として明記し、遵守基準として位置付けることで実効性を確保します。</p> <p>あわせて、高さ 20m を超える計画については事前協議の対象とし、計画段階から景観への影響を確認し、必要な配慮を求められる仕組みとします。</p> <p><b>【意見 1~9(高さ制限の 30m の見直し)】</b></p> <p>北アルプスへの眺望や田園景観等の「安曇野らしさ」は、市民共有の重要な資産であり、将来にわたり守り育てていくべき価値であると認識しています。</p> <p>今回の改定は、「高さ 30m の建築物等」を許容する趣旨ではなく、従来景観づくりガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に示されていた基準を景観計画の遵守基準として明確化し、基準を超える計画に対して景観法に基づく措置(勧告等)も含めた対応を可能とすることで、実効性を確保することを目的としています。</p> <p>また、景観への影響は高さの数値のみで一律に判断できないため、高さ 20m を超える計画を事前協議の対象とし、計画段階から眺望への影響や周辺景観との調和について協議を行い、必要な配慮を求める上で対応力を強化します。</p> <p>さらに、景観計画では全市共通の基準として「建築物などの高さは、最高でも 30m を超えないものとする」としていますが、土地利用条例では市内をより細かく地域区分しており、第一種・第二種低層住居専用地域は 12m または 10m、田園居住区域は 12m 以下、田園環境区域・山麓保養区域・森林環境区域は 10m 以下と、地域の特性に応じた規制を設けています。</p> <p>これは、低層で良好な住環境を保全することや、開発を促進する区域と抑制する区域を分けて定め、メリハリのある土地利用を推進することを目的としています。</p> <p>また、「拠点市街区域」など、産業などの発展を推進する区域については、既存建築物の高さも考慮する中で、高さの上限を 30m としています。</p> <p>このように、土地利用条例において地域ごとの役割に応じた規制を定めていることから、現時点では妥当な基準であると捉えており、数値基準を変更する予定はありません。</p> <p><b>【意見 1・2・5(特定地域の規制点検・見直し)】</b></p> <p>ご指摘の特定地域における規制の見直しについて、今回の改定では、特定の地域を対象として新たに建築物の高さ規制を設ける予定はありません。</p> <p>景観制度は、届出や協議を通じて周辺景観との調和を図る「景観誘導」の仕組みであり、今回の改定では、景観計画に全市共通の基準として「建築物などの高さは、最高でも 30m を超えないものとする」旨を明確に位置付けています。これにより、当該基準に適合しない計画に対しては、景観法に基づき勧告等の措置を行うことが可能となります。なお、勧告は、景観計画に適合しない計画に対して計画内容の見直しを求める措置であり、必要に応じてその内容が公表される場合もあるなど、制度として一定の実効性を有しています。</p> <p>一方で、市では都市計画法や建築基準法等に基づく規制に加え、条例により区域ごとに建築物の用途や規模、意匠等に関する基準を定めていますが、これらの基準は、必ずしも地域ごとの実情や住民の思いを十分に反映できない場合があると考えています。そのため、特定地域における建築物の高さのあり方については、景観制度や都市計画制度の枠組みの中で、地域が主体となり、自らのまちの景観に対する考え方を基準として反映させていく取組が重要であると考えています。</p> <p>具体的には、景観条例に基づく「景観づくり住民協定」、都市計画法に基づく「地区計画」、建築基準法に基づく「建築協定」など、地域の合意に基づき、地域の実情に即した基準を定める手法があります。これらの制度の活用については、地域の意向を踏まえながら、関係部署と相談のうえ検討していただくことが可能です。</p>
意見 2	<p>私は、「景観」とは、私たち安曇野市に住む市民の財産であり、市民が大切に守らないと、外部の資本等によって奪われかねないものと考えます。</p> <p>安曇野市の独特的景観とは、北アルプスの 3000m 級の山々の前に広がる、人々の作り出した景色、人家や田園地帯のある平野です。そして、そこに集まる梓川・奈良井川水系と高瀬川水系が合流して、犀川となって北上する大きな河川が広がる、ダイナミックな景色です。</p> <p>近年では、この美しい景観に惹かれて、日本各地から移住する方も多くみられます。</p> <p>古くからある民家の周りには、屋敷林と呼ばれる樹林があり、この景色も守られてきました。建築物が樹木で隠れる高さの限界が、18~20m と言われています。</p> <p>安曇野市の景観条例では、市内全域を「最高でも 30m を超えないものとする」としておりますが、果たして今現在、安曇野市にほぼ存在しない 30m(建築物としては 8~9 階建て)を基準とする根拠は何であるのか疑問であり、緩すぎると思われます。</p> <p>特に穂高地区は、これまで観光地としての立地条件が揃っており、景観を大切にして来ました。同じくアルプスの山麓である堀金地区、三郷地区、そして反対側東山の山麓である明科地区にも、突出した建物があれば景観を阻害します。</p> <p>また、豊科地区は商業地化が進んでおります。同じ市内とはいえ、地区により環境の持つ方向性が違うため、景観に関する制限も一律にするべきではないと思います。</p> <p>最近では、穂高地区、豊科地区に 30m 近くのホテルの建設が予定されており、今後もこの高さを許容して良いとは思えません。現在の安曇野市内にも、市庁舎や病院等に 4~5 階建ての高さがあるため、市民もイメージできると思われますが、30m とはこれら既存の建物の倍近くの高さです。果たして、景観に配慮された高さと言えるでしょうか。</p> <p>また、用途地域の指定についても、もっと景観に配慮した計画に変えるべきと考えます。現状では、準工業地域が国道 147 号線沿いにありますが(高さ制限なし)、これでは国道沿いに高層建築物が建てることが可能となり、市内の中心を南北に走る最も交通量の多い国道から、アルプスの眺望が望めません。</p> <p>近隣の白馬村景観づくりガイドラインでは、国道沿いや観光地域、白馬駅周辺地域等の景観計画地域では、建物高さは 18m に制限されています。安曇野市もこれにならって、今後は最高高さを 18m に制限することが望ましいと思われます。</p> <p>北アルプスの麓に続く、世界的に誇れる山岳リゾートとして、松本市～安曇野市～白馬村は、景観形成において統一すべきではないでしょうか。</p> <p>私は、これまで仕事柄、広域公園設計や街路計画、建築設計に関わってきましたが、安曇野市の財産が「景観」であることに、もっと「価値観」を高めた方が良いと考えます。</p> <p>高い建物を建てれば、そこからの眺望は素晴らしいことでしょう。ただし、それができることによって疎外される景観があります。外部からの資本によって作られた建物により、市民ではなく外部の者によって、その景観は独占され、その景観の価値を利用して経済的な利益を外部の方が得ることになり、市民の財産である「価値ある景観」を奪われることになります。</p> <p>私たち市民が作る景観条例で、外部から価値ある景観を守らなければなりません。</p>	<p>1</p> <p><b>【意見 1~9(高さ制限の 30m の見直し)】</b></p> <p>北アルプスへの眺望や田園景観等の「安曇野らしさ」は、市民共有の重要な資産であり、将来にわたり守り育てていくべき価値であると認識しています。</p> <p>今回の改定は、「高さ 30m の建築物等」を許容する趣旨ではなく、従来景観づくりガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に示されていた基準を景観計画の遵守基準として明確化し、基準を超える計画に対して景観法に基づく措置(勧告等)も含めた対応を可能とすることで、実効性を確保することを目的としています。</p> <p>また、景観への影響は高さの数値のみで一律に判断できないため、高さ 20m を超える計画を事前協議の対象とし、計画段階から眺望への影響や周辺景観との調和について協議を行い、必要な配慮を求める上で対応力を強化します。</p> <p>さらに、景観計画では全市共通の基準として「建築物などの高さは、最高でも 30m を超えないものとする」としていますが、土地利用条例では市内をより細かく地域区分しており、第一種・第二種低層住居専用地域は 12m または 10m、田園居住区域は 12m 以下、田園環境区域・山麓保養区域・森林環境区域は 10m 以下と、地域の特性に応じた規制を設けています。</p> <p>これは、低層で良好な住環境を保全することや、開発を促進する区域と抑制する区域を分けて定め、メリハリのある土地利用を推進することを目的としています。</p> <p>また、「拠点市街区域」など、産業などの発展を推進する区域については、既存建築物の高さも考慮する中で、高さの上限を 30m としています。</p> <p>このように、土地利用条例において地域ごとの役割に応じた規制を定めていることから、現時点では妥当な基準であると捉えており、数値基準を変更する予定はありません。</p> <p><b>【意見 1・2・5(特定地域の規制点検・見直し)】</b></p> <p>ご指摘の特定地域における規制の見直しについて、今回の改定では、特定の地域を対象として新たに建築物の高さ規制を設ける予定はありません。</p> <p>景観制度は、届出や協議を通じて周辺景観との調和を図る「景観誘導」の仕組みであり、今回の改定では、景観計画に全市共通の基準として「建築物などの高さは、最高でも 30m を超えないものとする」旨を明確に位置付けています。これにより、当該基準に適合しない計画に対しては、景観法に基づき勧告等の措置を行うことが可能となります。なお、勧告は、景観計画に適合しない計画に対して計画内容の見直しを求める措置であり、必要に応じてその内容が公表される場合もあるなど、制度として一定の実効性を有しています。</p> <p>一方で、市では都市計画法や建築基準法等に基づく規制に加え、条例により区域ごとに建築物の用途や規模、意匠等に関する基準を定めていますが、これらの基準は、必ずしも地域ごとの実情や住民の思いを十分に反映できない場合があると考えています。そのため、特定地域における建築物の高さのあり方については、景観制度や都市計画制度の枠組みの中で、地域が主体となり、自らのまちの景観に対する考え方を基準として反映させていく取組が重要であると考えています。</p> <p>具体的には、景観条例に基づく「景観づくり住民協定」、都市計画法に基づく「地区計画」、建築基準法に基づく「建築協定」など、地域の合意に基づき、地域の実情に即した基準を定める手法があります。これらの制度の活用については、地域の意向を踏まえながら、関係部署と相談のうえ検討していただくことが可能です。</p>

		意見	市の見解
1	意見 3	景観計画の改定案において、「市内全域を『最高でも30mを超えないものとすること』と景観計画に数値基準を記載し、遵守基準とする」とありますが、そもそも日本でも有数の景観を持ち、それがブランドにもなっている安曇野市において、30mが適切なのかどうかの検討を今後行うべきではないでしょうか。	【意見 2(景観は市民の財産)】 北アルプスへの眺望や田園景観等の「安曇野らしい景観」は、市民共有の重要な財産であると認識しています。本市としても、景観計画・景観条例に基づき、開発行為や建築物等の建築による景観への影響を適切に抑制し、良好な景観の保全に努めてまいります。
	意見 4	高さ制限の30メートルという数値について、もっと検討していただきたいと思います。	【意見 5(国道147号沿いの眺望配慮)】 ご指摘の特定地域における規制の見直しについて、今回の改定では、特定の地域を対象として新たに建築物の高さ規制を設ける予定はありません。 一方で、国道沿道は眺望景観への影響が生じやすいことから、計画段階において眺望への影響を確認し、必要な景観配慮を求めることが重要であると認識しています。このため、景観計画では主要な眺望軸として位置付けています。 本素案では、高さ20mを超える計画を事前協議の対象として、主要な眺望軸からの眺望に配慮した計画となるよう協議を行ってまいります。 なお、本件については素案の内容は変更しません。
	意見 5	建物の高さ制限の強化 特に国道147号沿いについては、北アルプスの眺望を妨げないよう、建物の高さに上限を設けることをご検討ください。	【意見 8(「どこでも30mが建てられる」誤解・適用除外の懸念)】 景観計画に全市共通の基準として「建築物などの高さは、最高でも30mを超えないものとする」と記載する趣旨は、「高さ30mの建築物等」を積極的に認めるものではなく、景観への影響が大きい計画に対して景観法に基づく措置(勧告等)を可能とし、実効性を確保するためのものです。 なお、高さ30mという上限は、市内の主だった高い建物について事前に調査を行い、その現状を踏まえて景観審議会等で協議・検討したうえで決定しており、既存不適格建物を生じさせないよう配慮した結果として定められています。 また、30m以内であっても、一定規模以上(高さ20m超)の計画は事前協議の対象となるため、立地や眺望への影響等を踏まえ、市として意見を伝え、必要な景観配慮を求めることが可能です。 なお、本件については素案の内容は変更しません。
	意見 6	市内全域には高さ30mの制限が設けられていますが、この「30m」という数値について、あらためて検討していただきたいと思います。 既存の建造物や周辺自治体の規制、過去の前例などを踏まえて定められた数値であると推察しますが、安曇野の最大の資源である「北アルプスを望む景観」を前提に、再考の余地があるのではないかでしょうか。その際には、山麓エリアにおける基準のように、高さ制限に加えて後退距離や屋根勾配なども含め、数値的根拠に基づいた議論が可能だと考えます。市民の日常生活の場である自宅や、観光客が利用する道路など、市内のさまざまな地点から北アルプスを望めることは、安曇野市にとって極めて重要な価値です。 安曇野市の景観を守りつつ、将来にわたって有意義な発展を遂げていくためにも、多面的な視点からの検討を進めていただきたいと思います。	【意見 9(高さ30mの根拠が分かりにくい)】 30mは、従来、ガイドラインにおいて安曇野市全体に共通する目安として示されてきた基準であり、これを今回の見直しにおいて、景観計画の遵守基準として明確に位置付けるものです。 この数値については、市内の主だった高い建物について事前に調査を行い、その現状を踏まえて景観審議会等で協議・検討したうえで決定しており、既存不適格建物を生じさせないよう配慮した結果として定められています。
	意見 7	・「高さは原則として30m以内に収めましょう」 →ルートインホテルなど、30m以内に抑えたホテルの建設設計画があります。 安曇野市の景観を考えると、30m以内ではなく、20m以内にしていただきたい。	
	意見 8	“市内全域を「最高でも30mを超えないものとすること」とあるが、住民協定で高さ制限が20mや15mなどと定められた地区以外では、どこでも30m高の建物が建てられるという解釈に至ることになります。また、※の“ただし、工業専用地域、工業地域、産業集積地、地区土地利用計画による開発は対象外とする”と記載されている各地域では、30m以上の建物が問題ないという見解になります。この文言を見る限り、市内全域に規制がない地域では、30m高さ制限がかかるものの、工業・産業地域では30mを超える建物が林立する事態が生じるのではないかと危惧しています。 はっきり言って、安曇野の景観を守るための強化策とはなり得ないと私は思います。	
	意見 9	・別紙1 景観づくりの基準 別紙1-1(1)高さ・規模 まちなみ(ア)(イ) →(ア)(イ)の文言が記載されているにもかかわらず、「建築物などの高さは最高でも30mを超えないものとすること」と赤字で改定案として定義されています。しかし、そもそも30mという数字は、何を根拠に設定されたものなのか。	
	対象	序章 安曇野市景観計画について(改定箇所以外の記載事項について)	いただいた内容は、今回の景観計画改定(素案)の改定箇所に直接関わるものではありませんが、景観の維持に関わる重要な課題であると認識しています。
	意見	・P3-4 景観づくりにおける役割 ②地域 ③土地所有者等 →私の住む地区において、春・秋の一斎清掃の際に、畠草刈りやせぎざらいをまったく行わなくなったりした場所があります。どういった経緯でそうなったのかは定かではありませんが(おそらく減反政策が影響しているのではないかと考えられます)。耕作されなくなった田畠や居住されなくなった管理が難しい家、屋敷林は、近隣住民が知らないうちに処分されてしまう現状があります。このような状況に対して、何か有効な対策はないか、具体案を打ち出してもらいたい。	貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

■安曇野市景観計画(改定素案)・安曇野市景観条例(改正素案)具体的内容以外の意見（景観全般）

		意見	市の見解
1	対象	パブリックコメント全般	いただいたご意見は、今後の周知方法の改善に向けた参考とさせていただきます。
	意見	景観審議会などすでに議事録などが文書化されているものについては、ホームページのパブリックコメントページにリンクを貼っていただけると、さらに理解が深まると思います。	
2	対象	屋外広告物条例関連	<p>屋外広告物は景観に与える影響が大きく、色彩や大きさ、照明方法、デザインのあり方について、地域の自然や文化と調和を図ることは、良好な景観形成の観点から重要であると認識しています。</p> <p>屋外広告物に関する具体的な規制内容やガイドラインのあり方については、安曇野市屋外広告物条例(以下「屋外広告物条例」という。)に基づき定めることとなりますが、いただいたご意見については、今後の屋外広告物条例の改正や運用の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>一方で、地域の実情に応じて、よりきめ細かな屋外広告物のルールを定めたい場合には、景観条例に基づく「景観づくり住民協定」を活用することができます。住民協定では、建築物や工作物とあわせて、屋外広告物の位置、形態、色彩、意匠等について、地域の合意に基づいた基準を定めることができます。</p> <p>また、今回導入する景観づくり重点地区制度は、景観づくり住民協定が締結されている区域も指定の対象としており、地域主体の景観づくりの取組を尊重しつつ、市としても制度面から支援する仕組みとしています。</p> <p>このような制度を通じて、屋外広告物を含め、地域の実情に即した景観づくりが進むよう、制度の適切な運用に努めてまいります。</p>
	意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物(看板)の規制強化</li> </ul> <p>全国の観光地では、チェーン店であっても地域の景観に配慮した看板デザインを採用している例が多数あります(例:京都市、軽井沢町など)。安曇野市でも、色彩・サイズ・照明の制限や、地域の自然・文化に調和したデザインの推奨を行うことで、景観の質を高めることができると考えます。</p>	
3	対象	景観づくり住民協定	<p>景観づくり住民協定は、地域が主体となって景観づくりに取り組む重要な仕組みであり、各地域の取組が継続していくことは、良好な景観形成の観点からも大切であると認識しています。</p> <p>今回の景観計画改定では、景観づくり住民協定の運営や活動内容そのものを見直すものではありませんが、今回導入する景観づくり重点地区制度は、景観づくり住民協定が締結されている区域も指定の対象としており、地域主体の景観づくりを尊重しつつ、市としても制度面から支援する仕組みとしています。</p> <p>また、景観づくり住民協定の取組については、市の広報等を通じて紹介する予定としており、市民の皆様に取組内容を知っていただき、地域活動への理解や関心につながるよう努めてまいります。</p> <p>このような取組を通じて、住民協定による景観づくりの活動が継続しやすい環境づくりにつながるよう、制度の適切な運用を通じて支援してまいります。</p>
	意見	<p>景観づくり住民協定について、各地域の団体を市が周知し、市民に繋ぐことはできないか。(たとえば花を植えるなどの美化活動を市主催のイベントにするなど)後継者不足などで活動が休止するのはもったいないと感じます。</p>	
4	対象	農業政策関連(田園景観)	<p>安曇野の田園風景は北アルプスと並ぶ重要な景観資源であり、休耕田の増加による荒れた印象の発生は、景観の維持にとって課題となっています。</p> <p>本市の景観計画においても、広大な農地の維持や景観保全の基盤の確保、農地や屋敷林、古民家など良好な景観を構成する要素の利活用を通じた保全の取組みについて記載しており(取組み3 体制の構築、P22)、今回のご意見は、計画の方向性と一致するものです。</p> <p>また、安曇野市では「農業振興地域整備計画」の策定や「荒廃農地解消事業」など、農地の保全・利活用に向けた取組みを進めています。今後も関係部局と連携し、農地や屋敷林、古民家等の市内景観資源を維持・活用し、より良い景観を保つための有効な仕組みや体制づくりを検討してまいります。</p>
	意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園景観の保全と休耕田への配慮</li> </ul> <p>安曇野の田園風景は、北アルプスと並ぶ本市の大切な景観資源です。近年、休耕田の増加により、草が生い茂ったり、荒れた印象を与える場所が目立つようになってきました。景観条例の見直しにあたっては、農地の保全や利活用の促進も視野に入れ、田園景観の維持・再生に向けた取り組みを後押しするような方針を盛り込んでいただけると幸いです。</p>	

		意見	市の見解
対象	景観全般		
		<p>安曇野市は北アルプスの麓に位置し、常念岳をはじめとする雄大な山岳景観、清冽な水流と水田が織りなす田園風景、屋敷林を備えた伝統的な民家が調和した、極めて美しい景観を有しています。こうした風景は日本国内にとどまらず、世界中の人々を惹きつける魅力となっています。</p> <p>実際、以前に英国放送協会(BBC)の取材が安曇野市に入った際、取材陣は、美しい山岳と田園風景、古い民家が調和した景観について、「日本の中でも最も日本らしい風景だ」と感動をもって受け止めていました。一方で、国道沿いに立ち並ぶ統一感のない商業施設の景観については否定的な印象を示しており、外部の視点から見ても、景観の質に大きな差が生じていることが明らかであると感じました。</p> <p>しかし近年、水田の宅地化が急速に進み、長年この地に暮らしてきた者として、年々景観の統一性が失われてきているように感じています。特に田園地帯における無計画な宅地や商業施設の開発は、安曇野の魅力や「安曇野ブランド」を損なう要因になりつつあるのではないかでしょうか。国道沿いの大型店舗の林立は、田園地帯の景観を著しく損なっているので、何らかの規制が必要かと思われます。</p> <p>安曇野の本質的な魅力は、北アルプスを「借景」とした水鏡の水鏡、屋敷林に囲まれた民家、農村文化の積み重ねが一体となって生み出されてきた点にあります。これらを個別の要素としてではなく、「視界に入る景観全体が重なり合って形成される総合的な景観価値」として捉え、どのように条例で保全・誘導していくかが、今回の改定における重要な課題であると考えます。</p> <p>景観条例の先進事例である京都市では、歴史的建造物、河川、三方を囲む山並みなどの自然環境が一体となって優れた景観を構成していることを重視し、遠くの山並み(比叡山など)を庭園等に取り込む「借景」の考え方を含め、「視界に入る全ての景観が重なり合って織りなす風景」として景観を捉えています。</p> <p>安曇野市においても、建築物の高さを単なる数値規制として扱うのではなく、北アルプス、田園、屋敷林が織りなす「借景」という視点を取り入れることで、安曇野の自然と文化を生かした独自の景観をより適切に守ることができるのではないでしょうか。</p> <p>また、地域ごとに存在する住民協定などを尊重しつつ、それらを包括し、市全体として一体感のある景観形成を目指す条例設計が必要であると考えます。また、本改定が形式的なものにとどまることなく、安曇野の景観資産を将来世代へ確実に継承する実効性ある制度となることを強く望みます。</p>	
5	意見	<p>安曇野市の景観は、北アルプスの山岳景観、田園風景、屋敷林を備えた集落景観などが重なり合って形成されてきたものであり、これらを一体的に捉えることが重要であると認識しています。</p> <p>本計画においても、「山岳と田園が育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を基本理念として掲げ(P11)、安曇野らしい景観を市民共有の資産として将来世代へ継承していくことを目的としています。</p> <p>一方で、まちづくりの上位計画である都市計画マスタープランでは、「良好な環境を保ちながら、この地で暮らしたい人や産業を適正に受け入れる」ことを基本的な考え方とし、山岳景観や田園風景の保全とあわせて、「都市機能の秩序ある集約」や「産業の継続的な発展」を方針として位置付けています。</p> <p>このため、景観の保全に偏るのではなく、適切な場所において適切な開発を受け入れながら、景観との調和を図っていくことが重要であると考えています。</p> <p>こうした考えのもと、本計画では、個別の開発行為について、建築物等の高さや配置、形態意匠、緑化などについて、届出や事前協議を通じて市と事業者が協議を行い、周辺景観との調和や景観配慮の確保を図ることにより、安曇野らしい景観の形成・誘導を進めることとしています。</p> <p>また、地域ごとに自らの景観を守り育てていきたいという意向がある場合には、景観条例に基づく「景観づくり住民協定」、都市計画法に基づく「地区計画」、建築基準法に基づく「建築協定」など、地域の合意に基づき、地域の実情に即した基準を定める手法があります。これらの制度の活用については、地域の意向を踏まえながら、関係部署と相談のうえ検討していただくことが可能です。</p> <p>なお、今回導入する景観づくり重点地区制度は、景観づくり住民協定が締結されている区域も指定の対象としており、地域主体の景観づくりを尊重しつつ、市としても制度面から支援する仕組みとしています。</p> <p>本市としては、こうした制度を適切に活用しながら、山岳・田園・集落が織りなす安曇野らしい景観の価値を総合的に捉え、保全と活用の両立を図ってまいります。</p>	
対象	都市計画関連		
6	意見	<p>・観光エリアと産業エリアの区分けが不十分</p> <p>観光エリアと産業エリアの区分けが十分でないため、現行の状況では大型車と普通車が狭い生活道路を通行し、渋滞や事故の元になっていると考えます。地元住民や産業従業者も困惑しているのではないでしょうか。</p> <p>また、観光客も最寄りの駅からの足に困っていることが容易に想像できます。特に山麓線へ足を伸ばすのが難しい状況です(オンデマンド交通では、思い立っての行動がしにくい)。</p> <p>自分が考える観光エリアとは、しゃくなげの湯周辺を中心とする山麓線エリア(開発次第では、チ軽井沢になる可能性もあると思います)と、わさび農園周辺を観光エリアの中心とし、これらと各駅を結ぶ週末限定の観光客向け路線バスを設定することです。産業エリアはそれ以外の現行の産業団地に加え、明科に新たなエリアを追加して集約し、完全に区分けすることが望ましいと考えます。</p> <p>安曇野市として観光を売りにしたいのであれば、他県の人々が何に魅力を感じるかをリサーチし、どこを売りにすべきかを絞り込んで開発るべきだと考えます。</p> <p>産業面でも、各インター出入り口を中心に、産業団地までのルートを見直すべきところは見直し(本来は豊科に集約した方が望ましい)、スムーズな物流ができるようにすることが重要だと思います。</p>	

■安曇野市景観計画(改定素案)・安曇野市景観条例(改正素案)内容以外の意見

		意見	市の見解
対象	交通インフラ関連		
	意見	<p>・道路について 右折斜線が少なすぎ、広域農道の歩道幅が広すぎるほか、各地域に存在意義が不明な道路が多数存在します。これらは事故や渋滞の原因となるため、点滅信号を含めた信号機の新設や、道路の整理、規制、廃止も検討した方が良いかと思います。 地元住民の意向より、あくまで安全第一を優先して考えるべきだと考えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今回のパブリックコメントの対象外であるため、回答は差し控えさせていただきます。 なお、本件意見については、道路管理者及び関係部局に情報を共有させていただいたことを申し添えます。</p>
対象	土地利用条例関連		
	意見 1	建築計画を知らせる看板が小さいため、車からも見える A0 判程度の大きさにしていただきたい。	<p>いただいたご意見につきましては、今回のパブリックコメントの対象外であるため、回答は差し控えさせていただきます。 なお、本件意見については、関係部局に情報を共有させていただいたことを申し添えます。</p>
意見 2		建築計画の説明会の開催案内をホームページで公開していただきたい。 →自治会に加入していない人や自治会以外の人にも周知することが必要だと思います。	